

鹿沼・栗野合併20周年記念事業における「冠」及び「ロゴマーク」取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鹿沼・栗野合併20周年記念事業（以下「記念事業」という。）における「ロゴマーク」及び「冠」（以下「ロゴ等」という。）の使用に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用基準)

第2条 ロゴ等は、次に掲げるときに使用することができるものとする。

(1) 記念事業のPR及び本市のまちづくりに寄与することを目的とし、次のような事業で使用するとき

ア 本市が活気づく事業

イ 本市のイメージアップを図るための事業

ウ 市民が主体となるまちづくり、地域づくり等に関する事業

エ 広く市民、住民等が参加できる事業

(2) 本市の品位を落とすおそれのないとき

(3) 特定の政治、思想、宗教、募金等の活動の目的に利用されるおそれのないとき

(4) 営利を主たる目的とするものでないとき

(5) 法令又は公序良俗に反するおそれのないとき

(6) その他不適切でないとき

(遵守事項)

第3条 ロゴ等を使用する者（以下「使用者」という。）は、ロゴ等を使用するに当たり、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 冠は、「鹿沼・栗野合併20周年」とし、変更して使用しないこと

(2) ロゴは、オリジナルのデザインを使用することし、変更して使用しないこと

(3) ロゴ等を使用した製作物等を商標登録しないこと

(手続)

第4条 ロゴ等の使用を希望する者は、「鹿沼・栗野合併20周年記念事業冠・ロゴ使用申請書兼グッズ提供申請書（別記様式）」を市長に提出しなければならない。ただし、鹿沼市が共催となっている事業についてはこの限りではない。

2 市長は、前項の申請があったときは、その内容を精査し、使用が適当と認めるときは、「鹿沼・栗野合併20周年記念事業冠・ロゴ使用及びグッズ提供許可書（別記様式）」により、当該申請者へ通知するものとする。

(使用の停止)

第5条 市長は、ロゴ等が不適切に使用されていると判断したときは、その使用の停止を命ずることができる。

2 前項の規定による措置により、使用者又は第三者に損害が生ずることがあっても、市はその責めを負わない。

(使用料)

第6条 ロゴ等のデザインの使用料は、無料とする。

(事故、苦情等、係争等の処理)

第7条 ロゴ等を使用した製作物に関する事故、苦情等が生じた場合は、使用者がその責任のもとに必要な措置を講じるものとする。

(補則)

第8条 この基準に定めるもののほか、ロゴ等の使用に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。